

# 「爪印が記された文書を読む」解説

## 1 資料について

### (1) 林家文書

- ・総点数 10,328 点
- ・林家は、文亀年間（1501～1503）に赤尾村に移住したといわれる。
- ・赤尾村は現在の坂戸市内に位置する。鎌倉時代から見られる地名。江戸時代のはじめは幕府領、寛永年間から川越藩領・旗本大久保氏の知行、元禄年間からは川越藩領となる。
- ・慶長 2 年（1597）に 3 代信正が赤尾村下分名主となって以来、代々当主がこれを勤めている。本講座で読む文書と同じ文化元年（1804）11 代幸蔵の代には、名主としての功により苗字を許された。
- ・本文書群は、大きく 3 つに分類される。
  - ①赤尾村下分の名主文書群。近世後期に当主の林信海が整理と補修を施した関係で、近世前期からの村方文書がよく残っている。
  - ②13 代当主 信海の文化活動を中心とする林家の家文書群。旅行記や文人の書簡がある。
  - ③林織善氏による郷土史研究資料で、古文書写・拓本・典籍などがある。なお、建保 2 年（1214）の大般若経断簡、氷川神社文書、高麗郡下広谷村文書、三峯神社文書、大里郡甲山村の関係文書などを含む。
- ・林家文書中に見られる「博奕」「賭博」「勝負事」に関連する文書は延べ 35 通で、ほぼ江戸後期から明治初頭に作成された文書。

## 2 語句の解説

- ・連判状 同一の書面に連名でそれぞれ捺印すること。
- ・爪印 印鑑を持たない者が代わりに捺したもの。  
爪の先に墨や朱を付けて捺す。男性は左親指、女性は右親指を使う。
- ・四ヶ年以前 この文書は文化元年（1804）に作成されたもの。逆算して享和元年（1801、7 月に寛政から改元）辛酉の年。
- ・廻状 触書等を通達した回覧文書。
- ・小前 「こまえ」 本文書では、村役人以外の一般の高持百姓。  
高持百姓…本百姓。百姓としての用水や入会地の利用権、年貢・  
諸役等諸負担の義務を持ち、村落構成員の資格を有する。
- ・印形 印章、印影
- ・廻村 代官の命を受けた地方役人が、村々を巡回したこと。

- ・此方共 「こなたども」、こちらの者共。  
彼方…「あなた／かなた」 あちら（の者共）  
其方…「そなた」 そちら（の者共）
- ・従 公儀 公儀とは朝廷や幕府を指す語。特に本文書では江戸幕府。古文書では、文面に登場する人物（機関や行為などの場合もある）に対して敬意を示すため、語句の直前におおよそ一文字分の空白が開けることがある。この部分または行為を闕字（けつじ）という。
- ・抑之手磨 聊かの手間、の意味カ
- ・惣百姓 村の構成員である百姓。江戸時代における本百姓。
- ・得与申聞 「とくと申し聞かせ」 しっかりと聞き聞かせて。  
与（＝與）は「と」と読む。
- ・精々 精一杯、可能な限り。
- ・郷目附 江戸時代、1郡に1人おかれた郡奉行の下に置かれ、年貢の収納・訴訟・庶民の統制などにあつた役人。
- ・忝共爪印 世帯主の忝が記した爪印。甥や弟も含まれる

### 3 解説のポイント

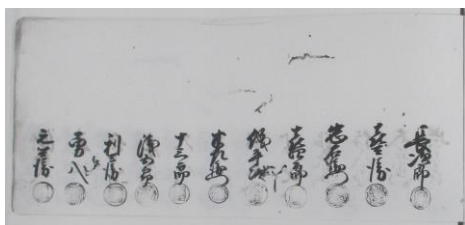
本書は郷目附からの「申渡」部分と、赤尾村が請けた部分から構成される。

- ①「申渡覚」～「子九月 郷目附役所」 差出→郷目附
- ②「前書之趣、郷御目付様」～最後まで 差出→赤尾村中  
それぞれの部分で主語や敬語表現が異なることに注意が必要。

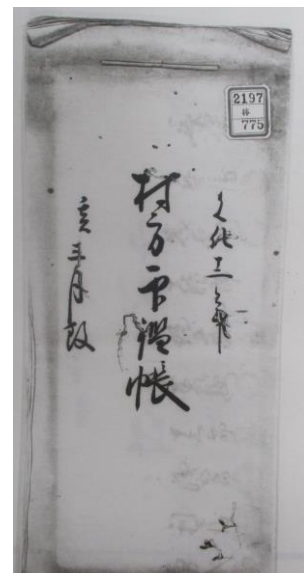
### 4 近世農民の印について

・戦国期に支配者層を中心に行われていた文書への捺印は、近世前期に地方文書が飛躍的に増加したことに伴い、特に寛永期（1624～1645）以降、百姓層にも多く行われるようになった。

例：「村方印鑑帳」（文化12年（1815）、林家文書775）



□  
文化十二年  
村方印鑑帳  
亥 三月改



- ・印鑑を使用するにあたって、事前に届け出がなされていた。
- ・紛失したら名主に届が必要（「差出申判鑑之事(印判紛失ニ付)」林家文書 3610）
- ・印は世帯主で一つ。印鑑を持たない者は爪印を使用。

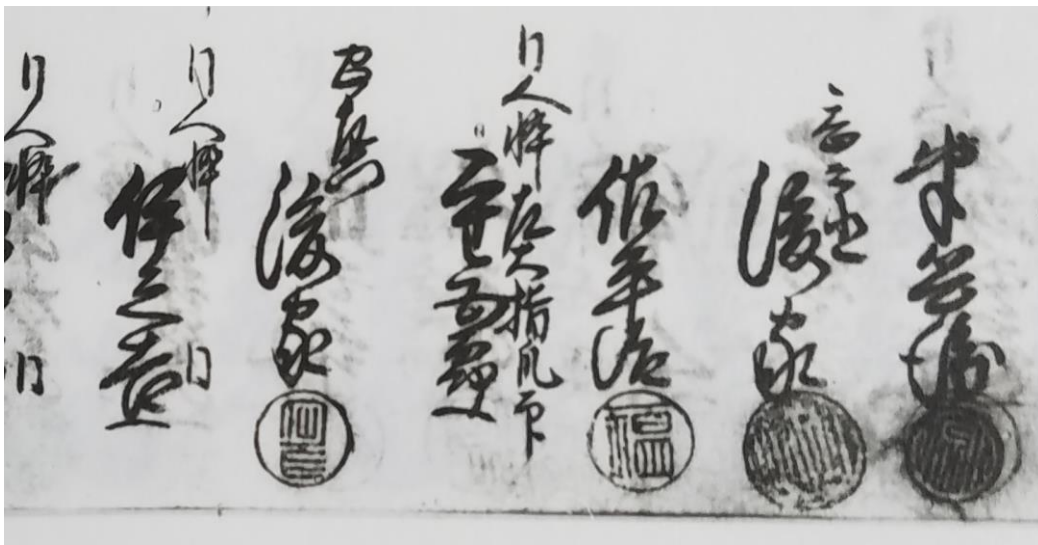
## 5 文書の大意

○博奕については、かねてから厳重に禁止してきた。四年前にも幕府から大御目付の廻状にて厳しく仰せ付けられ、小前百姓の印を捺した請書を役所に差し出している。その後も（博奕の禁止を）たびたび仰せ付けられ、此方も廻村して厳しく申し置いたところであるが、この度幕府から、最近世上で博奕を行っているとの仰せがあった。すべての賭博は決して行ってはならず、必ず慎むように。

○前書の内容について、郷御目附様以下厳しく言いつけられたことについて、このたび寄合を行って（村中）一同承知致しました。これを踏まえ、私共の請印ならびに忝共の爪印を差出申し上げ、決して賭け事は致しません。後日のため連印した一札を差出します。

## 6 「賭之勝負事御制禁ニ付村中連判帳」署名部分に注目しよう

### ー 1. 家を守った女性



↑ ②

↑ ①

伊之吉 (爪印)	同人忝 同	後家 (印)	忠左衛門	重五郎 (爪印)	同人忝左大指爪印	佐平治 (印)	後家 (印)	甚之丞	半兵衛 (印)
----------	-------	--------	------	----------	----------	---------	--------	-----	---------

①甚之丞 後家 (印)

既に死亡している甚之丞の「後家」

②忠左衛門 後家 (印)

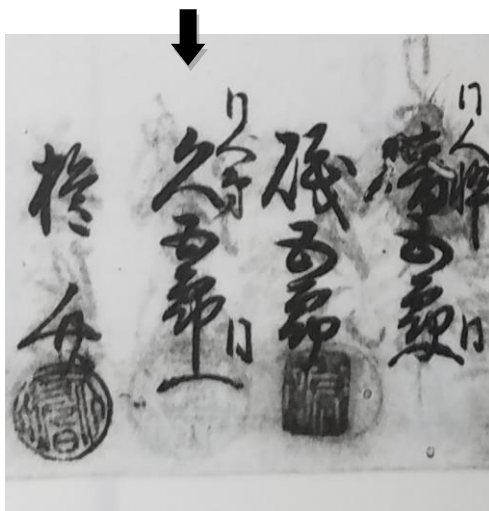
既に死亡している忠左衛門の「後家」

この2名の他にも、連印中には「後家」のものが見られる。  
 男性の世帯主なき後、その配偶者の女性が世帯主となり印鑑を引き継いで村の構成員として捺印した。

※ただし名前表記ではなく「後家」であるところに注意

## ー 2. それでもやめられなかった人 ～久五郎の場合～

本講座で取り上げた「賭之勝負事御制禁ニ付村中連判帳」には、磯五郎の弟久五郎による大指爪印が確認できる。



				(署名部分から抜粋)
	同人	磯五郎	勝五郎	同人
権	久五郎	同	同	同
介	(爪印)	(印)	(爪印)	(爪印)
(印)				

### ・「久五郎御差出一件(博奕吟味)」(林家文書 39)

久五郎は文化3年(1806)3月25日、以前から堅く禁じられていた博奕を行ったかどにより召捕えられた(「右之ものども儀、博奕致、又者子分等ヲ数多持、悪事いたし候旨、御吟味御尋有之候」)。4月1日には奉行所の白洲にて吟味を遂げた。

## ○参考文献

『角川日本地名大辞典 11 埼玉県』(角川書店、1980年)

『新編 埼玉県史 通史編 4 近世 2』(埼玉県、1989年)

埼玉県立文書館収蔵文書目録 2 2 『林家文書目録』(埼玉県立文書館、1986年)

笹本正治「近世百姓印章の高札一形態変化を中心にして」『日本古文書学論集 13 近世』(吉川弘文館、1987年)

千葉真由美『近世百姓の印と村社会』(岩田書院、2012年)